

令和4年4月12日

県土整備部港湾課
内線：4553
直通：092-643-3674
担当：合原、堀

苅田港新松山臨海工業団地の第2期分譲を開始します

- 県が造成した苅田港新松山臨海工業団地の第2期分譲の受付を令和4年4月15日（金）午前9時から開始します。
- この工業団地は、平成29年度から5年間で整備が完了し、苅田港、北九州空港、東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジに近く、「陸海空に直結した交通の結節点」で利便性が高い工業団地です。近隣には、トヨタ自動車九州、日産自動車九州といった自動車関連やユニ・チャームプロダクツ等の産業が多数集積し、新規事業の立ち上げや既存事業の拡大などに適した大きな魅力を持った地域です。
- また、地震による津波の影響を考慮して護岸を高くしており、「災害に対する高い事業継続性」を備えています。
- これらの強みに加え、優れた技術を持つ企業の集積や人材の豊富さといった福岡県の大きな優位性を活かし、航空宇宙関連産業や半導体、蓄電池といったカーボンニュートラルに関連する産業などの製造業、運輸業、電気、ガス等エネルギー関連の業種を分譲対象として、国内外から戦略的な企業誘致を進めます。

【第2期分譲の概要】

- 1 分譲土地の所在地
京都郡苅田町新松山二丁目
- 2 分譲方法
公募による
- 3 分譲対象業種
下記の業種及び知事が公益上やむを得ないと認めて許可した業種で、環境保全上、特に問題がないもの
【業種（日本標準産業分類の大分類）】
 - ・ 製造業
 - ・ 運輸業、郵便業
 - ・ 電気、ガス、熱供給、水道業

- 4 分譲面積及び区画
面積：296,684平方メートル（区画内道路を含む）
区画：分割せず、企業の要望による
- 5 最小分譲面積
5,000平方メートル
- 6 分譲価格
22,000円／平方メートル（坪72,600円）
- 7 土地代金の支払方法
一括払いを原則とするが、次のとおり分割払いも認める。
 - ① 分割期間：5年以内（元金均等、年1回払い）とする。
 - ② 延滞利息
土地造成事業のため発行した、公営企業債の残高に係る利子率とする。
- 8 分譲の申込資格
次の要件を全て満たす企業又は個人
 - ア 分譲用地において、売買契約書に基づき自ら施設を建設し、操業できる者
ただし、不動産証券化等の手法を用いた運用を行う場合に限っては、自ら操業できる者
 - イ 施設の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する者
 - ウ 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入することができる者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者
 - オ 苅田港港湾管理者が進める脱炭素化の取組に賛同する者
- 9 分譲申込受付開始
令和4年4月15日（金）午前9時

※詳細につきましては、本県ホームページに掲載した資料を御確認ください。

【位置図】



新松山臨海工業団地
第2期分譲

